

大通達甲（総務）第2号
令和6年10月22日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
各警察署長 殿

警 務 部 長

被疑者取調べの監督の実施に係る留意事項等について（通達）

被疑者取調べの監督に関する制度（以下「本制度」という。）は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）、被疑者取調べの監督に関する規程（平成21年大分県警察本部訓令第4号。以下「監督規程」という。）等に基づき実施しているところであるが、各所属にあっては、下記事項に留意の上、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、「被疑者取調べの監督の実施に係る留意事項等について」（令和元年7月5日付け大通達甲（総務）第1号）は、廃止する。

記

1 制度の意義

本制度は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

2 留意事項（適正化規則第2条関係）

- (1) 被疑者取調べの監督は、厳正かつ公平を旨として行い、被疑者等の人権に配慮しなければならない。
- (2) 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

3 定義等（適正化規則第3条関係）

適正化規則第3条各号の用語の内容、留意事項等は、次のとおりである。

(1) 被疑者取調べ（第1号）

ア 「取調べ室」とは、警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいい、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する「取調べ室」と同義である。

イ 「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室等、会議室、警察車両内等をいい、犯罪捜査規範第182条の2第1項に規定する「これに準ずる場所」と同義である。

(2) 監督対象行為（第2号）

監督対象行為は、被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、被疑者に対して行う次に掲げる行為をいう。

なお、監督対象行為は、飽くまでも不適正な被疑者取調べにつながるおそれがある行為であって、これが行われた被疑者取調べが直ちに不適正な被疑者取調べに該当することを意味するものではない。

ア やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。

(ア) 「身体に接触すること」とは、被疑者を殴打する行為のみならず、被疑者の肩を掴む行為等をいう。

(イ) 「やむを得ない場合」とは、暴れる被疑者を制圧するために必要な場合や急病の被疑者を救護する場合等をいう。

イ 被疑者の身体に接触する場合以外の「直接又は間接に有形力行使すること。

被疑者に対してノート類を投げつける行為や誰も座っていない椅子を蹴り上げる行為等をいう。

ウ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。

被疑者に対して「自白しないと家族を逮捕する」などと申し向ける行為等をいう。

エ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。

被疑者に対して床に正座をするよう要求すること等をいう。

オ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

接見禁止中の被疑者に携帯電話により外部と連絡させたりする行為等をいう。

カ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

被疑者やその家族等の身体的特徴をあげつらったり、その信条や思想を侮辱する行為等をいう。

4 取調べ監督官（適正化規則第4条、監督規程第2条関係）

(1) 取調べ監督官の指名

取調べ監督官は、被疑者取調べに関し適正化規則第4条第2項に規定する職務を行う者として警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が指名する者であるが、具体的には、本部長の指名に係るものにあつては警務部総務課（以下「総務課」という。）の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者とし、署長の指名に係るものにあつては副署長（警部の階級にある警察官の総務課長を置く警察署にあつては、当該課長）としている。

(2) 取調べ監督官の職務

ア 適正化規則第8条の規定により巡察官が巡察を行う場合及び適正化規則第10条の規定により取調べ調査官（以下「調査官」という。）が調査を行う場合においては、取調べ監督官は、これに協力すること。

イ 取調べ監督官が監督すべき取調べは、原則として自所属において実施される被疑者取調べをいう。したがって、甲警察署の署長の指揮に係る事件の被疑者を乙警察

署の取調べ室（取調べ室に準ずる場所を含む。以下同じ。）において取り調べた場合における取調べ監督官は乙警察署の取調べ監督官であり、これを警察本部の取調べ室において取り調べた場合における取調べ監督官は、総務課の取調べ監督官である。

5 取調べ監督補助者（適正化規則第4条、監督規程第3条関係）

(1) 取調べ監督補助者の指名

取調べ監督補助者（以下「監督補助者」という。）は、適正化規則第4条第3項に規定する「（取調べ監督官の）職務を補助する者」として、監督規程第3条の規定に基づき、本部長又は署長が指名する者であるが、具体的には、本部長の指名に係るものにあつては総務課の警部補以上の階級にある警察官のうちから指名する者とし、署長の指名に係るものにあつては警察署の総務係の警部補の階級にある警察官のうちから指名する者等としている。また、執務時間外における署長の指名に係る監督補助者は、当番責任者をもって充てることとしている。

(2) 本部長及び署長が必要があると認める場合における監督補助者の指名

ア 監督規程第3条第5項の「必要があると認めるとき」とは、取調べ監督官又は監督規程第3条第2項及び第3項に規定する監督補助者が入校等により長期間にわたって不在となる場合その他業務上の理由等により、被疑者取調べの監督に係る業務を円滑に運用する上で本部長又は署長が必要があると認めるときをいい、この場合には、当該監督補助者のほかに警部補以上の階級にある警察官を監督補助者に指名できることとしている。

イ 執務時間外の署長の指名に係る監督補助者は当番責任者をもって充てることとしているが、警察署においては、当番責任者としての業務の都合上、取調べ状況の確認が行えないことも想定されるため、当番責任者の業務を補佐するいわゆる「当番副責任者」を監督補助者として運用する必要性が生じる場合が考えられる。このような場合において、署長が必要があると認めたときは、監督規程第3条第5項の規定により「当番副責任者（警部補の階級にある警察官に限る。）」を監督補助者に指名することができる。

なお、当番勤務について定めた規程上、「当番副責任者」が規定されていない場合であっても、署長が必要があると認めたときは、「当番副責任者」と同様に、「当番責任者以外の当番員（警部補の階級にある警察官に限る。）」を同項の規定により監督補助者として指名することができる。

6 犯罪捜査への従事禁止（適正化規則第4条第3項関係）

取調べ監督官及び監督補助者（以下「取調べ監督官等」という。）は、その担当する被疑者取調べに係る犯罪捜査に従事してはならないとされているが、これは、犯罪捜査と被疑者取調べの監督の分離を明らかにしたものであり、その趣旨を十分に踏まえた上で被疑者取調べの監督に係る事務を行うこと。

7 取調べ監督官と捜査主任官の相互の緊密な連絡（適正化規則第5条、監督規程第4条関係）

取調べ監督官と捜査主任官は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。この場合において、「連絡」とは、捜査主任官が被疑者取調べの状況等について取調べ監督官に対して行う連絡等をいい、次に定めるところにより行うものとする。

なお、被疑者取調べを指揮する警察署と被疑者取調べの監督を行う警察署とが異なる場合等においては、特に、取調べ監督官と捜査主任官の緊密な連絡を保つこと。

(1) 被疑者取調べの予定の連絡

被疑者取調べの予定の連絡（以下「予定連絡」という。）は、取調べ監督部門における被疑者取調べの監督業務の円滑な実施に資することなどを目的として実施するものである。

ア 被疑者取調べに携わる警察官（以下「取調べ官」という。）は、原則として、被疑者取調べを行う日の前日までに被疑者取調べの予定を取調べ・監督状況一覧表（監督規程第1号様式。以下「一覧表」という。）により捜査主任官に報告するものとし、当該報告を受けた捜査主任官は、速やかに、当該内容を取調べ監督官に連絡すること。

イ 前記アの規定により連絡を受けた取調べ監督官は、当該連絡に係る被疑者取調べが自所属以外に置かれる取調べ室で行われる場合には、速やかに、当該連絡の内容を当該取調べ室に係る取調べ監督官に連絡すること。

これは、他所属の取調べ官が行う被疑者取調べであっても、当該被疑者取調べが行われている取調べ室を管理する所属の取調べ監督官が、当該被疑者取調べの状況の確認を行うためである。

ウ 前記ア及びイの規定は、被疑者取調べの変更又は追加が生じた場合について準用する。この場合においては、当該変更又は追加の内容を速やかに連絡すること。

エ 取調べ監督官への予定連絡に関し、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずる場合には、必ずしも被疑者名や罪名まで連絡する必要はなく、予定時間と取調べ場所の連絡を行えば足りるものとする。ただし、このような場合であっても総務課取調べ監督室（以下「取調べ監督室」という。）とは情報共有し、被疑者取調べの監督業務の適切な実施に留意すること。

オ 取調べ官が、捜査主任官への被疑者取調べの予定の報告に係る一覧表を作成できない場合には、捜査担当課において代理作成すること。

カ 執務時間外における予定連絡は、監督補助者に対して行うことができるとしているが、具体的には、当該予定連絡に係る被疑者取調べが、警察署の取調べ室で行われるときは、当該警察署の監督補助者（当番責任者等）に連絡することができるものである。

(2) 被疑者取調べの監督に必要な情報の共有

捜査主任官は、被疑者の健康状態、特異動向等、被疑者取調べの予定以外の情報であっても、被疑者取調べの監督を行う上で必要と認められるものについては、取調べ

監督官に通知するなど、相互に情報を共有すること。

(3) 県外等における被疑者取調べ

他の都道府県警察が管理する取調べ室、刑務所の刑事施設等において取調べを行う場合は、被疑者取調べ予定連絡票（別記様式）により、取調べ監督室に報告すること。

8 確認等（適正化規則第6条、監督規程第5条関係）

(1) 確認の方法

ア 被疑者取調べの状況の確認は、事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条第2項に規定する事件指揮簿をいう。）や取調べ状況報告書（犯罪捜査規範別記様式第16号）の閲覧、被疑者取調べ状況等管理システム（被疑者取調べ状況等管理システム運用要領（令和4年6月21日付け大通達甲（総務）第2号ほか別添）に定める被疑者取調べ状況等管理システムをいう。）による一覧表の確認その他の方法により全ての被疑者取調べについて行うこと。

イ 「その他の方法」には、取調べ室の外部からの視認も含まれるが、視認を行うに当たっては、不定期的な実施に努めること。

ウ 他所属で捜査中の事件に係る被疑者の取調べが自所属の取調べ室で行われる場合、取調べ監督官は、当該他所属の取調べ監督官等と緊密に連絡をとり、関係書類の写しの送付を受けるなどにより、必要な資料の共有に努め、当該被疑者取調べの状況を適切に確認すること。

エ 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異なる場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督についても責任を負う。

この場合、警察法（昭和29年法律第162号）第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について相互に緊密に連絡すること。具体的には、丙県警察の事件に係る被疑者取調べが丁県戊警察署の取調べ室で行われる場合には、同条の規定による都道府県警察間の相互協力の範囲内で、丁県戊警察署の取調べ室に置かれる取調べ監督官が、被疑者取調べの状況の確認を行い、また、当該確認の結果を丙県警察に通知する。

オ 取調べ監督官は、被疑者取調べの状況の確認を行ったときは、その結果を一覧表の「監督状況」欄に記録すること。

(2) 捜査主任官に対する通知等

ア 適正化規則第6条第2項の「必要があると認めるとき」とは、現に監督対象行為に該当するか判然としなかった際に、捜査主任官に所要の業務指導を促すことが適当であると判断された場合等をいう。

イ 適正化規則第6条第2項の規定により明らかにすべき確認の結果とは、監督対象行為に該当するか判然としなかったこと等をいう。

ウ 当該通知に係る被疑者取調べが自所属において実施される他所属の指揮に係る事件に関するものである場合には、当該所属の取調べ監督官にも通知すること。

(3) 現に監督対象行為を認めた場合の措置等

ア 適正化規則第6条第3項の「その他の措置」とは、業務上の指導を求めること等をいう。

イ 適正化規則第6条第3項に規定する取調べ監督官の措置要求がなされた場合には、捜査主任官は、その趣旨を踏まえた適切な措置を講じなければならない。

ウ 取調べ監督官は、現に監督対象行為を認めた場合には、適正化規則第6条第3項の規定による措置を求め、又は同条第4項の規定による措置を講ずるとともに、所属長（総務課の取調べ監督官にあつては、警務部総務課長（以下「総務課長」という。））まで報告すること。

(4) 捜査主任官が不在等のときの措置

適正化規則第6条第4項は、現に監督対象行為があると認める場合であつて、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があつたときの、緊急時における措置の規定である。したがって、これらに該当する場合以外の場合にあつては、飽くまでも同条第3項の規定により捜査主任官に対し措置要求を行わなければならない。

9 苦情の通知（適正化規則第7条、監督規程第6条関係）

(1) 基本的な考え方

「苦情の申出」とは、警察法第79条第1項に規定する「苦情の申出」と同義であるが、同項と異なり、文書によることの要件が規定されていないことから、同項に規定する苦情以外の口頭による苦情のほか、本部長、署長宛ての苦情等もこれに該当する。

適正化規則第7条の規定は、被疑者取調べに係る苦情を取調べ監督官が把握すべき旨を規定しているものであり、警察法第79条第1項の規定による苦情の処理やそれ以外の苦情の処理の在り方に変更を及ぼすものではない。

したがって、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様に、公安委員会に対する苦情申出取扱要綱（令和4年12月27日付け大通達甲（総務）第4号ほか別添）及び警察職員の職務執行に対する苦情に関する処理要綱（平成26年12月19日付け大通達甲（監察）第3号ほか別添）（以下これらを「苦情処理要綱」という。）に規定する手続に従って適切に処理すること。

なお、被疑者取調べの監督は、被疑者取調べについての苦情の処理にも資するものであることから、取調べ監督官は苦情処理を担当する部署と緊密に連携すること。

(2) 取調べ監督官への通知、本部長への報告等

被疑者取調べに係る苦情申出の事実及び内容を取調べ監督官が確実に把握し得るよう、次により取調べ監督官への通知等を徹底すること。

ア 被疑者取調べに係る苦情について、捜査員が申出を受けたときは捜査主任官に、留置担当官が申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が申出を受けたときはその上位の職にある警察職員に、それぞれ報告することとし、報告を受けた捜査主任官等は、警察本部にあつては総務課の取調べ監督官に、警察署にあつては当該警察署の取調べ監督官に、速やかに通知すること。また、当該通知を受けた取

調べ監督官は、当該通知が自所属以外に置かれる取調べ室に係るものである場合には、当該取調べ室に係る取調べ監督官に通知すること。

イ 前記アの規定により自所属に置かれる取調べ室に係る苦情の通知を受けた取調べ監督官は、速やかにその内容を所属長に報告し総務課長を経由して本部長に報告すること。

(3) 検察官から警察官の取調べに関する不満等の陳述等についての連絡を受けた場合の措置

検察官から警察官の取調べに関する不満等の陳述等がなされた旨の連絡を受けた場合において、弁護士等（被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は弁護士をいう。）又は被疑者が公安委員会又は県警察に対して職員の職務執行について苦情の申出をする意思に基づいて不満等の陳述等を行ったと認められるときは、苦情処理要綱に定めるところに従って当該不満等処理し、それ以外のときはこれに準じて当該不満等処理するとともに、取調べ監督官への通知を行うなど適切に対応すること。

(4) 被疑者取調べに係る苦情の処理手続の流れ

被疑者取調べに係る苦情の申出を受けた場合においては、前記(1)から(3)までに定めるところにより処理するものとするが、苦情処理要綱に基づく手続を含む一連の苦情処理の流れは次のとおりである。

ア 被疑者取調べに係る苦情の申出を受けたときは、苦情処理要綱に定める手続を経て、警務部監察課（以下「監察課」という。）、当該苦情に係る警察本部の主管課（以下「本部主管課」という。）及び当該苦情に係る所属（以下「苦情対象所属」という。）がその旨及び内容を把握する。

イ 監察課、本部主管課又は苦情対象所属において、当該苦情に係る取調べ官から聴取を行うなど事実関係の確認を行う。この場合においては、監察課が所要の調整又は指示を行う。

ウ 前記アと並行して前記(2)に定めるところにより、取調べ監督官への通知及び本部長への報告を行う。

エ 監察課、本部主管課又は苦情対象所属は、苦情の対象となった行為の監督対象行為該当性について取調べ監督官及び総務課に連絡する。

10 巡察（適正化規則第8条、監督規程第7条関係）

巡察は、本部長が必要と認めるときに、巡察官を指名し、取調べ室を巡察させ、被疑者取調べの状況の確認を行わせるものであり、巡察官は、監督規程第7条の規定により本部長から指名された取調べ監督官をもって充てることとしている。

「必要があると認めるとき」とは、県下において不適正事案が発生し、一斉に巡察を行わせるべきであると判断した場合のほか、諸情勢を踏まえ、県下の取調べ室について定期的に巡察を行うべきと判断した場合等をいう。

11 被疑者取調べの状況等の報告（適正化規則第9条、監督規程第8条関係）

(1) 被疑者取調べの状況の報告

警察本部の犯罪捜査を担当する課若しくは隊の長又は署長（以下「署長等」という。）は、その指揮に係る被疑者取調べの状況について、一覧表により、総務課長を経由して本部長に報告を行うこと。

(2) 取調べ監督官が講じた措置の報告

総務課長又は署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、適正化規則第6条第3項又は第4項（適正化規則第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の措置が講じられたときは、当該措置要求の内容及び捜査主任官において講じた措置の内容について、取調べ監督結果通知書（監督規程第2号様式）により、本部長に（署長にあっては、総務課長を経由して本部長に）報告すること。

12 調査（適正化規則第10条、監督規程第9条関係）

(1) 調査の実施

ア 「調査」は、警察として監督対象行為の有無を確定させるための作用である。

イ 適正化規則第10条第1項の「その他の事情」とは、公判廷における被疑者の証言等をいう。

ウ 事実確認の結果を踏まえて調査の要否を判断すべきであるところ、事実確認の結果、監督対象行為に該当する行為が存在しないことを疎明する客観的な資料がある場合を除き、調査を行うことが適当である。

エ 調査官は、総務課の警視の階級にある警察官のうちから指名する者とする。

オ 当該調査が監察部門が行う調査と競合した場合は、本部長の指揮監督の下、監察部門と緊密に連携を図ること。

カ 他の都道府県警察が管理する取調べ室において行う被疑者取調べについて、当該他の都道府県警察における調査が実施されるときは、当該調査が果たされるよう、これに適切に協力するものとする。

(2) 署長等に対する資料提出要求等

ア 調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ官その他の警察職員を出頭させ、説明をさせるように求めることができる。

イ 「その他の警察職員」とは、取調べ補助官等をいう。

(3) 調査結果報告書の作成等

ア 調査官は調査を終了した後、速やかに、調査結果報告書（適正化規則別記様式）を作成し、当該調査結果を本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。

イ 「必要があると認めるとき」とは、被疑者取調べの適正化に資する観点から必要があると認める場合をいう。

ウ 「関係部署」とは、監察部門や各捜査部門の業務指導担当課を想定しており、これ

らの部署において、調査結果に基づき、所要の措置がとられることとなる。

なお、前記(1)の調査の実施及び前記アに規定する結果の通知については、これらの関係部門と密接に連携する必要がある。

エ 調査結果報告書は、警察部内の報告書であって、捜査書類ではないものの、公判において立証上必要があるときは、その謄本等を送致して差し支えない。

13 都道府県警察間の連絡

被疑者取調べの実施連絡、視認結果の通知を始めとする都道府県警察間の連絡については、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定による共助の依頼を実施するに当たり、各捜査担当部門が共助の連絡を行う場合又は受けた場合に、当該所属の取調べ監督官に連絡し、連絡を受けた取調べ監督官が総務課の取調べ監督官にその旨を連絡することにより行うこと。

（総務課取調べ監督係）

年 月 日

() 警察本部
取調べ監督業務担当課 御中大分県警察本部 警務部総務課
取 調 べ 監 督 室
(警電) 895-2132、2133

被疑者取調べ予定連絡票

下記被疑者の取調べを予定しておりますので、宜しくお願い致します。

取調べ日時 (予定)	年 月 日 () : ~ :	年 月 日 () : ~ :			
取調べ場所					
罪 名		身柄			
被 疑 者	氏 名	性別			
	生年月日	年 月 日 (歳)			
取 調 べ 官 補 助 者	所属	課	階級	氏名	
	所属	課	階級	氏名	
捜査主任官	所属	課	階級	氏名	
	警電	(895 - -)			
※視認要請	【 】				
承認の有無	午後10時から翌日の午前5時までの間の取調べ	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	1日につき8時間を超えての取調べ	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無

視 認 結 果

※視認を実施した際は、下記の結果を入力後、返信願います。

監督対象 行為の有無		類 型 【 】		
※有の場合は、上記の類型の入力をお願いします。				
視認結果 実施者	視 認 日 時	職名(監督官等)	階 級	氏 名
	1 月 日 : ~ :			
	2 月 日 : ~ :			
	3 月 日 : ~ :			
4 月 日 : ~ :				
取調べ場所	<input type="checkbox"/> 予定場所と同じ			
備 考				